

(参考) 消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（令和5年度本市決算額 1,675,503 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

(単位：千円)

事項及び事業名		事業費	左のうち、増収分 充当額
社会福祉	生活保護法定扶助事業費	4,391,435	385,907
	保育所子ども・子育て支援事業費	2,694,580	306,404
	幼稚園子ども・子育て支援事業費	917,006	102,802
社会保険	介護保険事業特別会計繰出金	1,604,523	605,924
	国民健康保険事業特別会計繰出金	551,082	208,108
保健衛生	予防接種事業費	75,135	28,374
	がん検診事業費	100,583	37,984
合計		10,334,344	1,675,503